

渉外事案に係る国際裁判管轄及び 不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備

2022年11月

経済産業省知的財産政策室

1. 前回小委で検討を加えた論点

- 渉外事案が散見される民事上の営業秘密侵害事案における国際裁判管轄・不正競争防止法の適用範囲について、当事者の予見可能性を確保するための措置を検討。

<前提となる課題意識>

- 渉外的な不正競争に係る民事訴訟では、国際裁判管轄・準拠法の決定が争点となり得る。国際裁判管轄は、民事訴訟法第3条の3第8号、準拠法は、法の適用に関する通則法第17条が適用されるが、**いずれも「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。**
- 例えば、下記の事例は、**現行法制下で刑事罰の適用対象である一方、民事訴訟において、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本の不正競争防止法が適用されるか判然としない状況。**
- 典型的な渉外事案を念頭に、予見可能性の確保の観点から、新たに、一定の場合に、日本の国際裁判管轄、日本の不正競争防止法の適用を主張できるよう、明確化を図ることを検討。

<事例1>

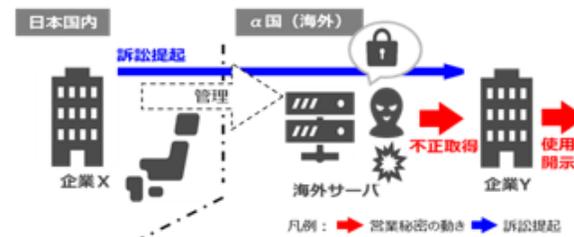
元社員が営業秘密を国外へ持ち出し競合企業に開示した事例



- 元社員Y1については開示行為が海外で行われていること、競合企業Y2については、取得・使用・開示、いずれの行為も海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本の不正競争防止法が適用されるか、いずれも不明確。

<事例2>

海外サーバ上で管理している営業秘密を海外で不正取得・使用・開示された事例



- 企業Yの行為はいずれも海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本の不正競争防止法が適用されるか、いずれも不明確。

2. 前回小委での検討結果（中間整理報告）

○国際裁判管轄

論点①

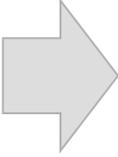
：本日まで議論いただきたい論点

- 企業の訴訟戦略を妨げない「競合管轄」との前提で、管轄に関する規定を制度化していくことに賛同する意見があった。
- 一方で、被疑侵害者の予見可能性の観点等から、立法化そのものに慎重であるべきとの意見や、制度化にあたっては、他国法令と重複・衝突する際にどのような解決が図られるか、といった点での整理が必要、との指摘もあった。
- また、制度整備を行う際の留意点として、国外犯処罰規定（第21条第6項）の文言（「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」）は、日本で事業活動を行う海外企業が何ら日本の事業に関連のない営業秘密を海外市場で不正利用された場合にも適用し得るようにも考えられるため、起訴便宜主義という歯止めが期待できない民事訴訟に関する規定については、例えば、（i）日本で管理している営業秘密が侵害される場合、（ii）日本に本拠地や主たる事務所がある場合、（iii）日本で展開する事業との関連性が認められる場合（民事訴訟法第3条の3第5号参考）等に限定することが適切である、との意見があった。

○日本の不正競争防止法の適用

論点②

- 制度整備に賛同する意見があった一方で、被疑侵害者の予見可能性の観点等から制度整備に慎重であるべきとの意見もあった。
- また、制度整備を行う際の留意点として、国際裁判管轄に関する議論と同様、国外犯処罰規定（第21条第6項）の適用範囲に一定の限定を加えるべきとの意見があった。

- 
- 今後、企業の訴訟戦略を妨げないとの視点、制度整備による他国法令への影響、他国の法制化動向等を加味しながら、制度整備の是非について継続検討していく。
 - なお、仮に、制度整備を行う場合には、国外犯処罰規定（不正競争防止法第21条第6項）を参照しつつも、本小委員会で得られた意見を踏まえ、適切な範囲での措置となるよう検討を行う。

3. 前回小委及びパブリックコメントでの主なご意見

- 日本の裁判所において日本法で裁判を受けるための選択肢が広がることは歓迎。他方、証拠収集や執行の実効性の観点から、あえて外国で裁判を受けるという選択肢も確保していく必要がある。(1/11 小委)
- 日本の産業界、企業が不利にならないよう競合管轄規定を考えていくことが必要ではないか。(1/11 小委)
- 民事事件における国際裁判管轄・準拠法に関する制度整備の是非について継続検討していくとする方向に賛成する。(パブリックコメント)
- 「今後、企業の訴訟戦略を妨げないとの視点、制度整備による他国法令への影響、他国の法制化動向等を加味しながら、制度整備の是非について継続検討していく(こと)」並びに「その際、海外流出に関する具体的事例の調査及び制度整備による効果の検証を、あわせて実施することを検討する(こと)」に賛成する。(パブリックコメント)
- 今の刑事の国外犯の処罰規定が少し広過ぎる。日本の法律など知らない国外での利用者の予測可能性に配慮する必要があるのではないか。仮に広げるとしても、秘密管理されている地が日本であるものが盗まれて国外に行っているものに絞るか、あるいは日本の保有者の秘密管理しているものというようにする等、何か限定をする必要があるのではないか。(1/11 小委)
- 適切な範囲において国際裁判管轄を競合管轄の形で認めていく方向で検討を進めること自体に異存はない。ただ、外国での類似の立法を惹起する可能性は注意しなければならない。(1/11 小委)

4. 民事訴訟における渉外事案に関する課題

● 国際裁判管轄は民事訴訟法第3条の3第8号、準拠法は法の適用に関する通則法第17条の適用が主に問題となるが、いずれも「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。

国際裁判管轄

● 渉外的な不正競争に関する事案は、不法行為の一態様に当たることから、民事訴訟法（第3条の3第8号）に基づいて、「加害行為地」・「結果発生地」のいずれかが日本の場合（※）、日本で裁判を行うことが可能。

（※）民事訴訟法第3条の3第8号には、「不法行為があった地が日本国内にあるとき」と規定されており、当該地には、「加害行為地」、「結果発生地」の両方が含まれる。

準拠法

● 渉外的な不正競争に関する事案は、不法行為の一態様に当たることから、法の適用に関する通則法（第17条）に基づいて「結果発生地」の法律が適用される。

▶ 民事訴訟法
（契約上の債務に関する訴え等の管轄権）
第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。
（略）
八 不法行為に関する訴え **不法行為があった地**が日本国内にあるとき（外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。）。

▶ 法の適用に関する通則法
（不法行為）
第十七条 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の**結果が発生した地**の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、**加害行為が行われた地**の法による。

5. 論点① 制度整備の是非：競合管轄規定の整備

- 事案によっては、訴訟戦略の観点から企業が外国の裁判所での訴訟を希望する場合もある。
- 専属管轄として、日本の裁判所に限って国際裁判管轄を認める旨の規定をおいてしまうと、企業の訴訟戦略の足かせとなってしまふ可能性があるため、一定の場合に日本の裁判所に管轄を認めるとする専属的でない管轄規定（競合管轄規定）を設けることが考えられる。
- 一方で、競合管轄規定を設ける場合には懸念もあるが、中間整理報告にて下記の通り整理。

- 日本の裁判所も他国の裁判所も自国の管轄決定規則に基づき、自国の裁判所の国際裁判管轄の有無を判断。その結果、複数の国の裁判所において、管轄が肯定され訴訟が係属する可能性がある。
- 日本法において管轄に係る規定を新設し、日本の裁判所の管轄が及ぶ範囲が明確化されることで、当該問題がより顕在化するのではないかと懸念もあるが、一方で、以下のような点も、指摘し得ると考えられる。
 - ① 「結果発生地」の解釈等で管轄を判断する現行の整理でも管轄の競合は生じ得る。
 - ② 営業秘密侵害事案は、基本的に、侵害者と被侵害者との間で、被侵害者がある地点で秘密として管理している営業秘密の窃取等が問題となるところ、（グローバルライセンスが慣行として成立している標準必須特許関連訴訟のような）多数国での訴訟係属は想定し難い。
 - ③ 他国の立法は予測・コントロールできないところ、仮に他国が管轄を拡張する方向で立法を行った場合に、日本には依拠できる明文規定がないときは、他国裁判所の管轄は肯定されるが日本の裁判所の管轄が否定されるという事態が生じる可能性がある。

現行法の枠組みでも国際裁判管轄の競合は生じ得ること、また、日本を裁判地として選択できる可能性を担保することの必要性も指摘されている。

不正競争防止法を改正し、渉外的な営業秘密侵害事案に関し、一定の場合（6頁参照）に日本の裁判所に管轄を認めるとする競合管轄規定を設けることでどうか。

- ※競合管轄規定の場合、海外の裁判所での訴訟提起を選択することも可能。その場合は、原則的には当該国の国際私法によって適用される法規により判断されることになる。
- ※日本の裁判所で訴訟を提起した後の、国内の土地管轄については、民事訴訟法第10条の2と同様の手当を検討。

▶民事訴訟法 (管轄裁判所の特例)

第十条の二 前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

6. 論点①措置の範囲

- 不正競争防止法において、営業秘密侵害事案に係る国際裁判管轄に関する制度を整備する場合、無制限に日本の裁判所に管轄が認められることの無いよう、適切な範囲での措置を行う必要がある。
- 前回小委では、刑事処罰規定（不正競争防止法第21条第3項第3号・第6項：「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」）を参照しつつも、(1) 日本で管理している営業秘密が侵害される場合、(2) 日本に本拠地や主たる事務所がある場合、(3) 日本で展開する業務との関連性が認められる場合（民事訴訟法第3条の3第5号参考）等に限定することが適切であるとの意見があった。

(罰則)
 第二十一条 (略)
 3 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 (略)
 三 **日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密**について、日本国外において第一項第二号又は第四号から第八号までの罪に当たる使用をした者
 (略)
 6 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密**について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

ただし、前回小委（1/11）において、当該文言では、日本で事業活動を行う海外企業が何ら日本の業務に関連のない営業秘密を海外市場で不正利用された場合にも適用し得るようにも考えられるため、何らかの形で**日本との密接関連性に配慮した規定にするのが望ましい**のではないかと意見あり。

| 案 | | 評価 |
|--|--|--|
| 行日本密営業 う国内秘密 にお有者 いて保の 事業業 を者 の 営業 秘 | 日本で管理している営業秘密が侵害される場合 | • 日本に関係の無い業務に関する営業秘密がたまたま日本で管理されていた場合等の日本との関連性が薄い事案にも日本の裁判所に管轄が認められる可能性がある |
| | 日本に本拠地や主たる事務所がある場合 | • 日本に本拠地や主たる事業所があるのみで、日本国外で日本に関係の無い業務に関する営業秘密が侵害された等の日本との関連性の薄い事案にも日本の裁判所に管轄が認められる可能性がある |
| | 日本で展開する業務との関連性が認められる場合 （※例えば、日本で開発、生産あるいは販売等を行っている業務に関連した営業秘密等） | • 日本で展開する業務との関連性が認められる事案のみが対象となり得るため、 適切な範囲での措置 となると考えられる |

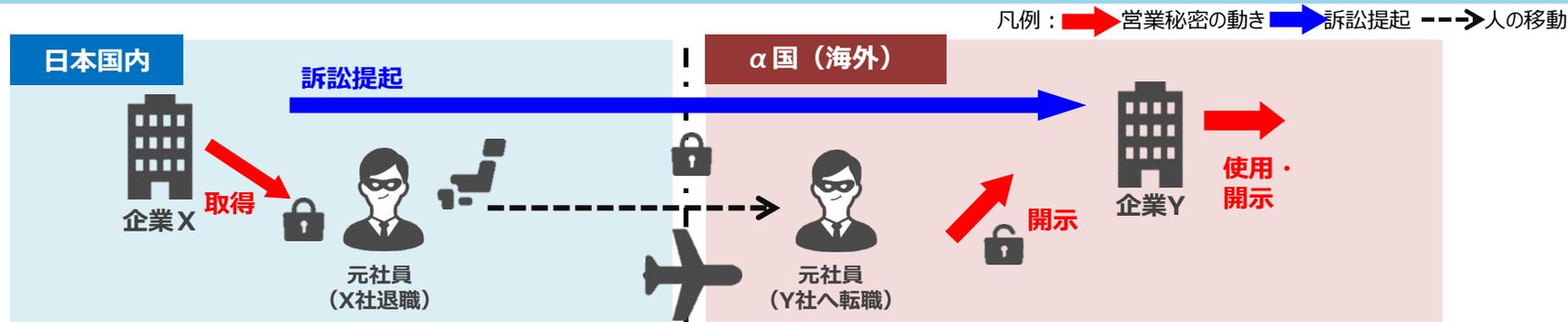


刑事処罰規定（海外重罰・国外犯処罰）の規定・適用範囲との整合の観点から、また、当該規定を一部参照し、適切な範囲での適用とするため、**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるときに、日本の裁判所に訴えを提起できる旨の規定を設けること**でどうか。
 ※ただし、今後関係省庁との調整により、修正される可能性がある。
 （なお、当該規定を設けた場合であっても、民事訴訟法第3条の3第8号等の適用は妨げない。）

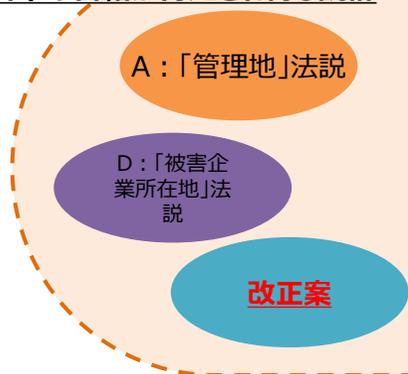
▶民事訴訟法
 (契約上の債務に関する訴え等の管轄権)
 第三条の三 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。(略)
 五 **日本において事業を行う者**（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え当該訴えが**その者の日本における業務に関するものであるとき**。

(参考) 民事訴訟法第3条の3第8号における「結果発生地」の考え方

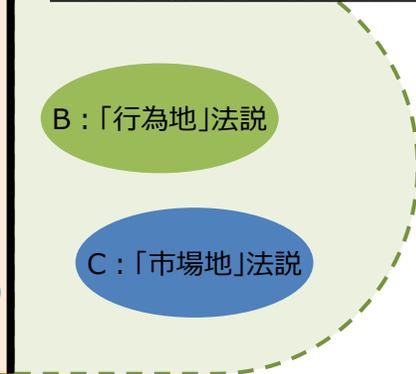
- 日本国内において事業を行う企業Xの元社員が、Xを退職した上で、企業Yに転職し、Yに対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXの日本における業務に関する営業秘密を開示。Yは、Xの営業秘密を取得した上で使用・開示。Xは、Yに対し、日本国内の裁判所で差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



日本の管轄が肯定され得る説群



α国の管轄が肯定され得る説群



- A 「管理地」法説：侵害された営業秘密が実際に管理されている地
 - B 「行為地」法説：例えば、営業秘密の場合、不正取得された地、不正使用された地、不正開示された地など、問題となっている侵害行為が行われた地
 - C 「市場地」法説：現実的に売上げが減少した地又はそのおそれのある地
 - D 「被害企業所在地」法説：不正競争により営業上の利益を害された企業の所在地
- 改正案**：日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるときに、日本の裁判所に訴えを提起可能

※ 今回の改正案は、民事訴訟法第3条の3第8号における「結果発生地」の考え方を否定するものではない。

※ 今回の改正案により、日本の裁判所に訴訟を提起することが可能となった場合でも、民事訴訟法第3条の9（特別の事情による訴えの却下）の適用があり得る。

▶ 民事訴訟法

（特別の事情による訴えの却下）

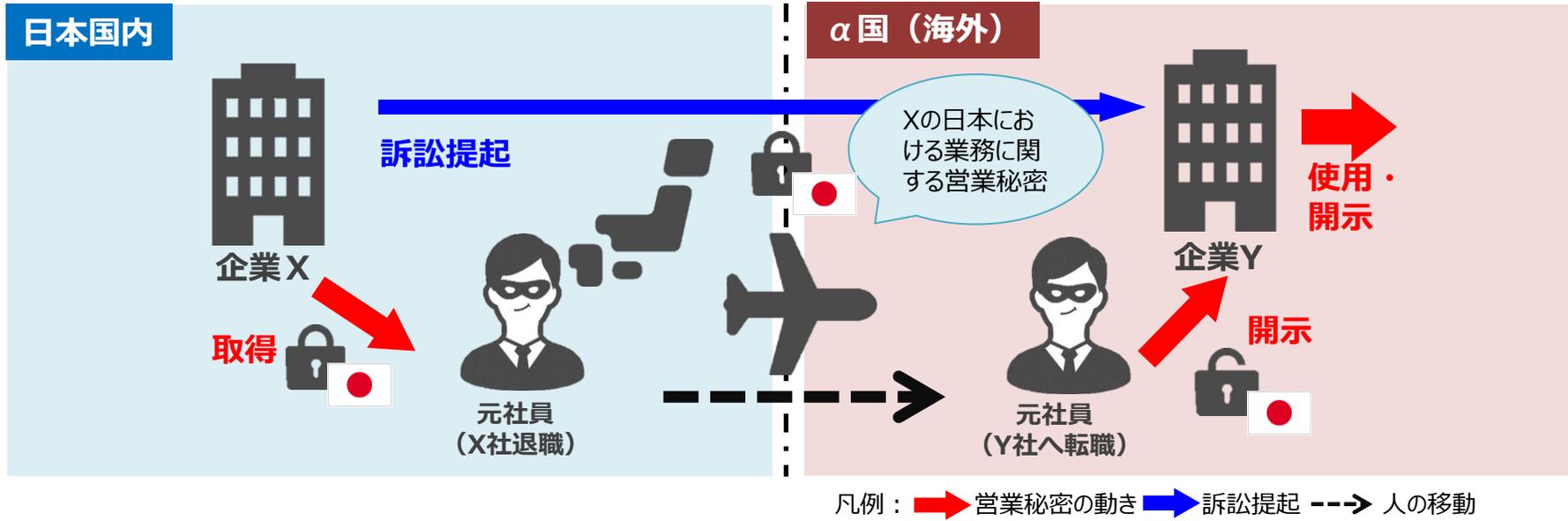
第三条の九 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を書し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる**特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。**

7. 論点① 制度の措置による影響（事例検討①）

制度措置によって日本の裁判所に訴訟提起できることが明確化される事例

＜日本企業の日本における業務に関する営業秘密が退職者によって取得され、転職先の海外企業によって使用・開示されたケース＞

- 日本国内において事業を行う企業Xの元社員が、Xを退職した上で、企業Yに転職し、Yに対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXの日本における業務に関する営業秘密を開示。Yは、Xの営業秘密を取得した上で使用・開示。Xは、Yに対し、日本の裁判所に差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



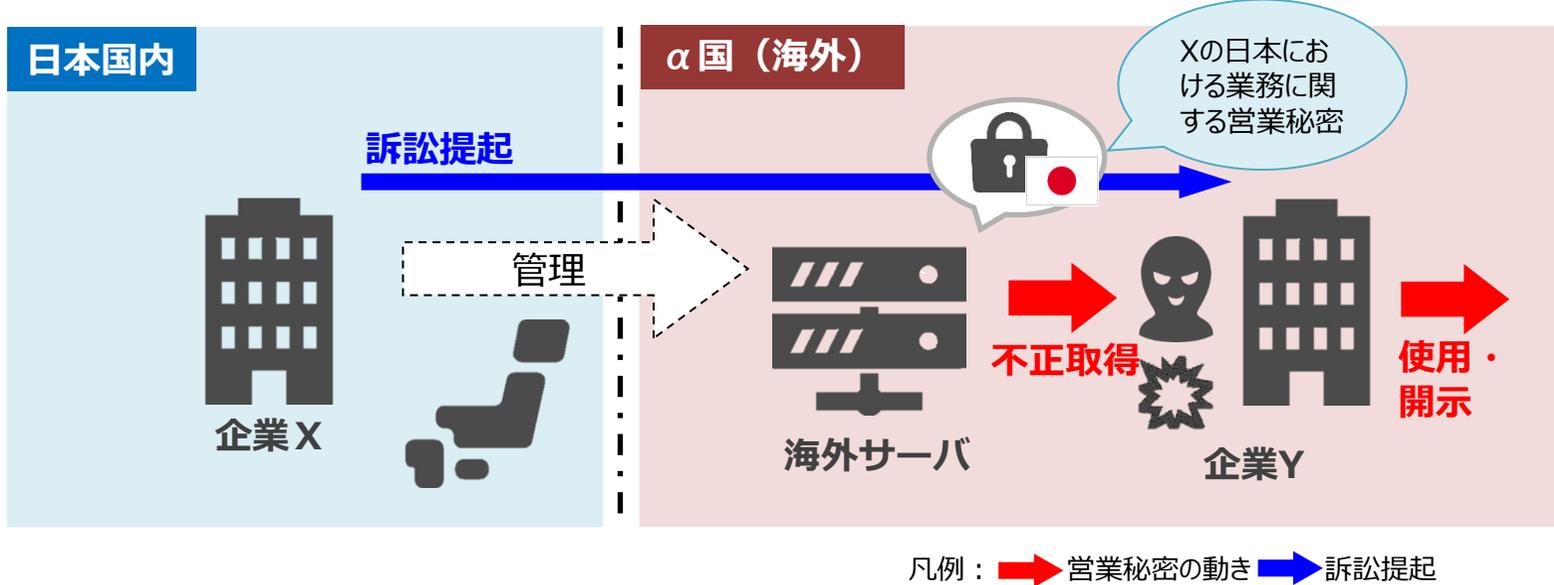
| 現行法 | 改正後 |
|--|---|
| <p>民事訴訟法第3条の3第8号における「<u>結果発生地</u>」について、<u>いずれの説を採るかによって、日本の裁判所に管轄権が認められるか否かが異なる。</u></p> | <p>Xは、<u>日本国内において事業を行っており</u>、侵害された営業秘密はXの<u>日本における業務に関する営業秘密</u>であるため、<u>日本の裁判所に管轄権が認められる。</u></p> |

7. 論点① 制度の措置による影響（事例検討②）

制度措置によって日本の裁判所に訴訟提起できることが明確化される事例

＜海外サーバで管理されている日本企業の日本における業務に関する営業秘密が海外で不正取得され、海外で使用・開示されたケース＞

- 日本国内において事業を行う企業Xが、海外サーバ上で管理している日本における業務に関する営業秘密を、企業Yによって海外で不正取得・使用・開示された。Xは、Yに対し、日本の裁判所に差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。



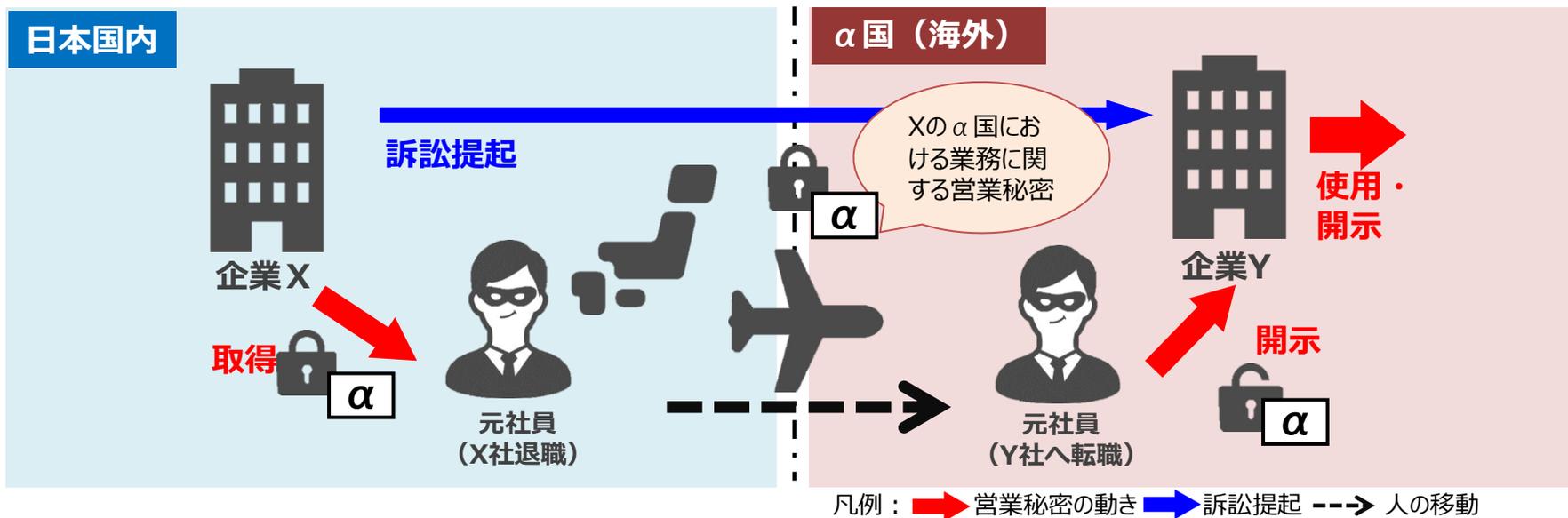
| 現行法 | 改正後 |
|--|---|
| 民事訴訟法第3条の3第8号における「 <u>結果発生地</u> 」について、 <u>いずれの説を採るかによって、日本の裁判所に管轄権が認められるか否かが異なる。</u> | Xは、 <u>日本国内において事業を行っており</u> 、侵害された営業秘密はXの <u>日本における業務に関する営業秘密</u> であるため、 <u>日本の裁判所に管轄権が認められる。</u> |

7. 論点① 制度の措置による影響 (事例検討③)

制度措置を行ったとしても現行法どおり、民事訴訟法第3条の3第8号によって管轄が判断される事例

＜日本企業のα国における業務に関する営業秘密が退職者によって取得され、転職先の海外企業によって使用・開示されたケース＞

- 日本国内において事業を行う企業Xの元社員が、Xを退職した上で、企業Yに転職し、Yに対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXのα国における業務に関する営業秘密を開示。Yは、Xの営業秘密を取得した上で使用・開示。Xは、Yに対し、日本の裁判所に差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



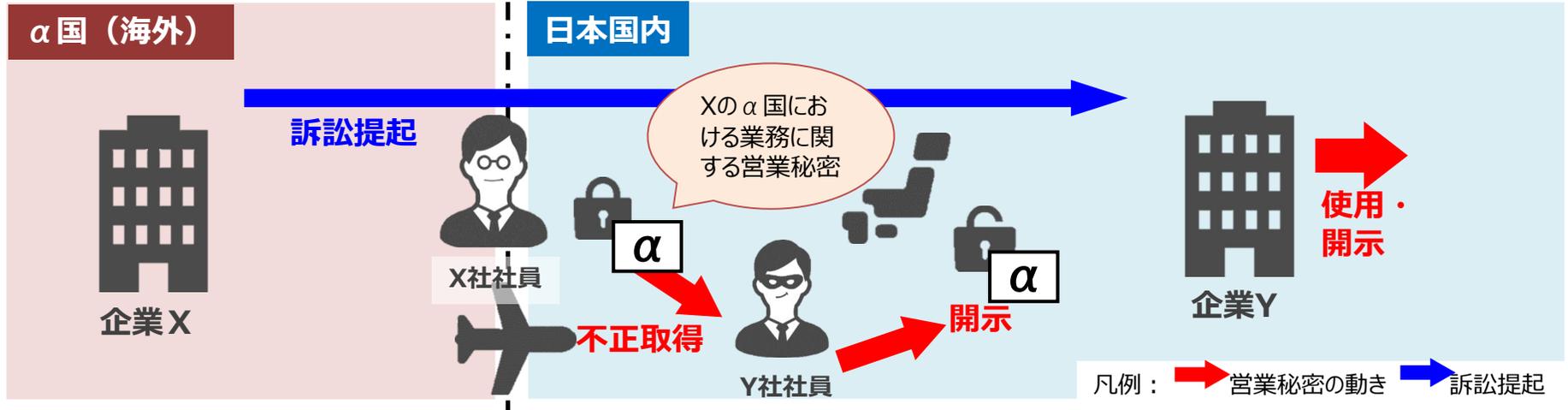
| 現行法 | 改正後 |
|--|---|
| <p>民事訴訟法第3条の3第8号における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本の裁判所に管轄権が認められるか否かが異なる。</p> | <p>Xは、<u>日本国内において事業を行っているが</u>、侵害された営業秘密はXのα国における業務に関する営業秘密であるため、改正法の適用とならない。 しかし、<u>民事訴訟法第3条の3第8号の適用は妨げられないため</u>、<u>民事訴訟法第3条の3第8号によって判断される。</u> = 現行法どおり ※その結果、結果発生地が日本と判断されれば、日本の裁判所に管轄権が認められる。</p> |

7. 論点① 制度の措置による影響 (事例検討④)

制度措置を行ったとしても現行法どおり、民事訴訟法第3条の2第3項によって管轄が判断される事例

< α国 (海外) 企業の α国における業務に関する営業秘密が出張先の日本で不正取得され、日本で使用・開示されたケース >

- α国内において事業を行う企業Xの社員が、Xの α国における業務に関する営業秘密を携行し、日本へ出張。出張先の日本において、企業Yの社員がXの営業秘密を不正取得した上でYに開示。Yは取得したXの営業秘密を使用・開示。Xは、Yに対し、日本の裁判所で差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



| 現行法 | 改正後 |
|---|--|
| 被告である法人の主たる事務所が日本国内にあるため、民事訴訟法第3条の2第3項の規定によって、日本の裁判所に管轄権が認められる。 | Xは、日本国内において事業を行っておらず、侵害された営業秘密はXのα国における業務に関する営業秘密であるため、改正法の適用とならない。しかし、被告である法人の主たる事務所が日本国内にあるため、民事訴訟法第3条の2第3項の規定によって、日本の裁判所に管轄権が認められる。= 現行法どおり |

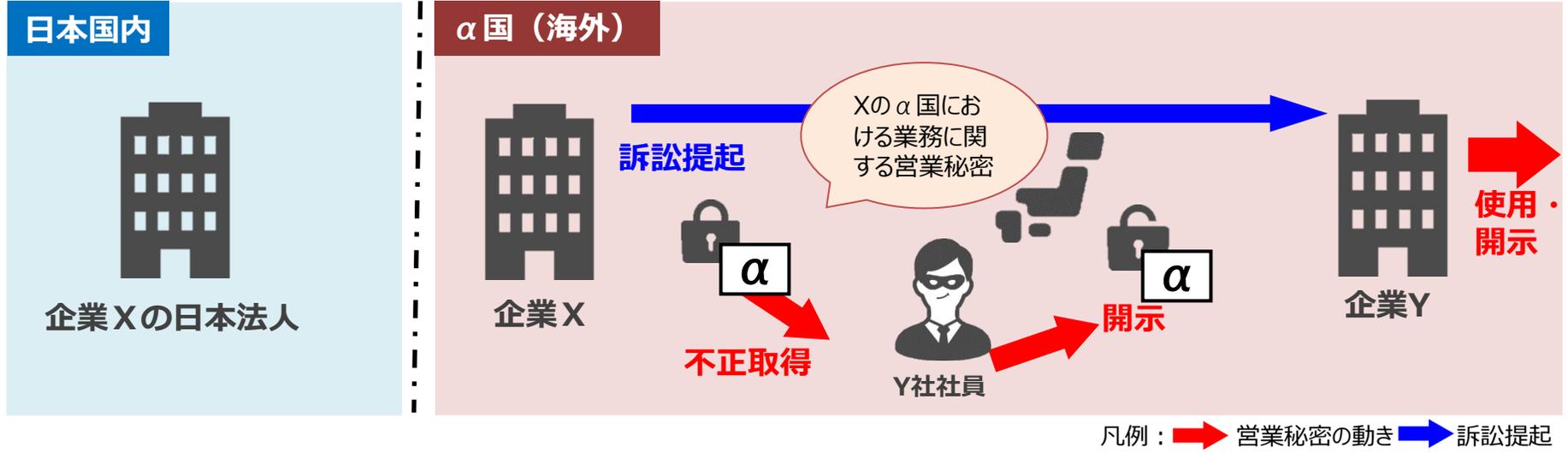
▶ 民事訴訟法 (被告の住所等による管轄権)
 第三条の二 (略)
 3 裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

7. 論点① 制度の措置による影響 (事例検討⑤)

制度措置を行ったとしても現行法どおり、民事訴訟法第3条の3第8号によって管轄が判断される事例

< α国企業（日本でも事業を行っている）のα国で管理されているα国における業務に関する営業秘密がα国で不正取得され、使用・開示されたケース>

- 日本でも事業を行っているα国企業Xのα国における業務に関する営業秘密（α国で管理されている）について、α国において、企業Yの社員がXの営業秘密を不正取得した上でYに開示。Yは取得したXの営業秘密を使用・開示。Xは、Yに対し、日本国内の裁判所に差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



| 現行法 | 改正後 |
|---|--|
| <p>民事訴訟法第3条の3第8号における「結果発生地」について、<u>いずれの説を採るかによって、日本の裁判所に管轄権が認められるか否かが異なる。</u></p> | <p>Xは、<u>日本国内において事業を行っているが</u>、侵害された営業秘密はXのα国における業務に関する営業秘密であるため、改正法の適用とならない。しかし、<u>民事訴訟法第3条の3第8号の適用は妨げられないため、民事訴訟法第3条の3第8号によって判断される。= 現行法どおり</u> ※その結果、結果発生地が日本と判断されれば、日本の裁判所に管轄権が認められる。</p> |

8. 論点② 制度整備の是非:

選択肢① 場所的適用範囲の規定（日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するもの+当該営業秘密が日本における業務に関するものであるとき）

- 準拠法は法の適用に関する通則法第17条の適用が主に問題となるが、「結果発生地」の解釈によることとなり、定見はない状況。
- 不正競争防止法では、既に刑事においては、国外において侵害行為が発生した場合にも罰則を適用する国外犯処罰規定（第21条第6項）が整備されている。
- 民事事案においても、国外において侵害行為が発生した場合にも日本の不正競争防止法を適用可能とできるよう場所的適用範囲を規定することが考えられる。
- 当該場所的適用範囲については、競合管轄規定と同様「**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであり、かつ当該営業秘密が日本における業務に関するものであるとき**」とすることが考えられる。
- しかしながら、侵害された営業秘密が日本における業務に関するものではないと判断された場合、法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断することになるところ、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用可能か否かが異なる。
- また、仮に日本法が準拠法となったとしても、適用される日本法が不正競争防止法となるのか不透明さが残る。

▶不正競争防止法 (罰則)

第二十一条 (略)

6 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密**について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。
(略)

9. 論点② 制度整備の是非：

選択肢② 場所的適用範囲の規定（日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであるとき）

- 選択肢①を採る場合、営業秘密が日本における業務に関するものでないと判断された場合には、法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用可能か否かが異なり、結論が不明確となる。
- そのため、日本の不正競争防止法の適用範囲を国外犯処罰規定（不正競争防止法第21条第6項）同様、「**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密に関するものであるとき**」とする選択肢も考え得る。
- ただし、日本の業務に関連しない営業秘密についても、日本の不正競争防止法の適用を認めることとなり、被告（特に海外の転得者）の**予見可能性を欠く場合も考え得る**。

【参考】 選択肢①及び選択肢②について考えられる条文のイメージ

▶ 不正競争防止法
(適用範囲)

第●条 この法律は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密（日本における業務に関するものに限る）に関し、**外国において第二条第一項第四号から同項第十号に該当する行為をする場合についても、適用する。**

※ 対象となる行為類型については、今後修正の可能性あり。

選択肢②では
括弧内がなくなる

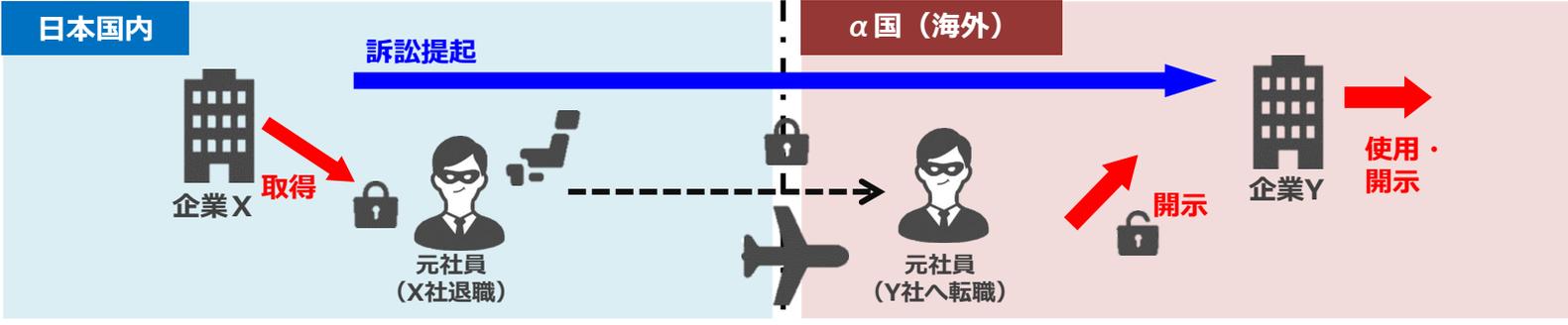
▶ 個人情報の保護に関する法律
(適用範囲)

第百六十六条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、**外国において取り扱う場合についても、適用する。**

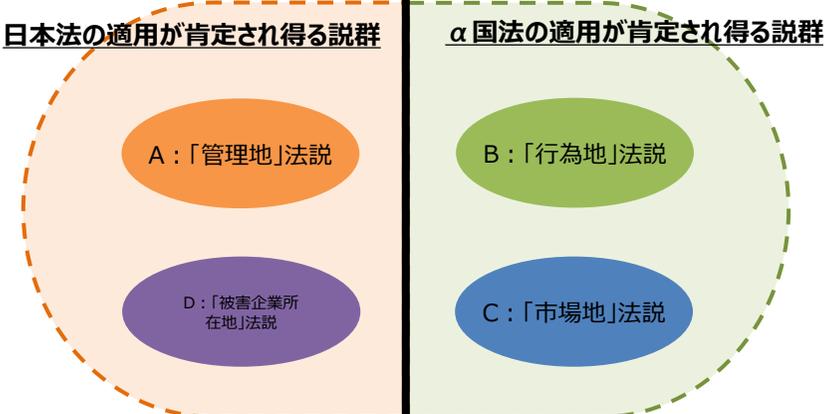
10. 論点② 制度整備の是非（不正競争防止法の適用範囲）： 選択肢③ 現行法どおり

- 営業秘密侵害に係る刑事罰（海外重罰・国外犯処罰）の規定があり、日本国内で事業を行う者の日本における業務に関連する海外での営業秘密の侵害（民事）に対しても不正競争防止法が関心を有している点を明らかにしつつ、13頁・14頁で示したような、日本の不正競争防止法が適用になることとする規定は（現時点では）特段設けず、現行法どおり法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断する、との選択肢も考え得る。
- しかし、結果発生地の解釈には定見がない状況であるため、**結論が不明確**である。

日本国内において事業を行う企業Xの元社員が、Xを退職した上で、企業Yに転職し、Yに対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXの日本における業務に関する営業秘密を開示。Yは、Xの営業秘密を取得した上で使用・開示。Xは、Yに対し、日本の裁判所で差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



凡例：→ 営業秘密の動き → 訴訟提起 ---→ 人の移動

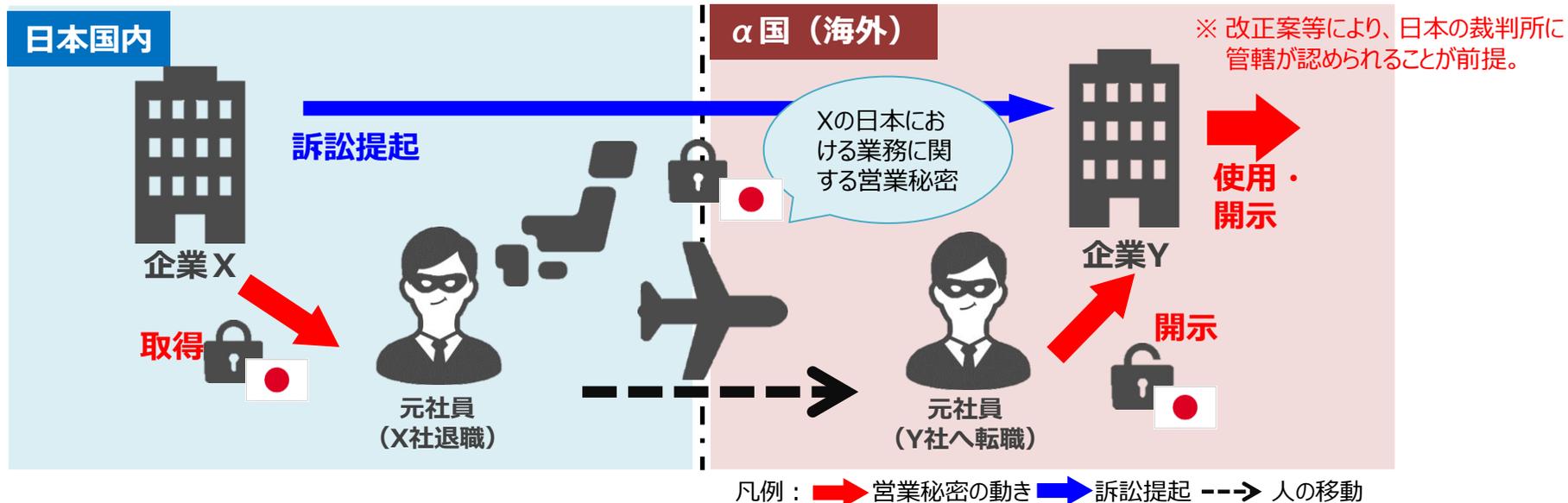


- A 「管理地」法説：侵害された営業秘密が実際に管理されている地
- B 「行為地」法説：例えば、営業秘密の場合、不正取得された地、不正使用された地、不正開示された地など、問題となっている侵害行為が行われた地
- C 「市場地」法説：現実的に売上げが減少した地又はそのおそれのある地
- D 「被害企業所在地」法説：不正競争により営業上の利益を害された企業の所在地

11. 論点② 制度の措置による影響（事例検討①）

<日本企業の日本における業務に関する営業秘密が退職者によって取得され、転職先の海外企業によって使用・開示されたケース>

- 日本国内において事業を行う企業Xの元社員が、Xを退職した上で、企業Yに転職し、Yに対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXの日本における業務に関する営業秘密を開示。Yは、Xの営業秘密を取得した上で使用・開示。Xは、Yに対し、日本の裁判所に差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。

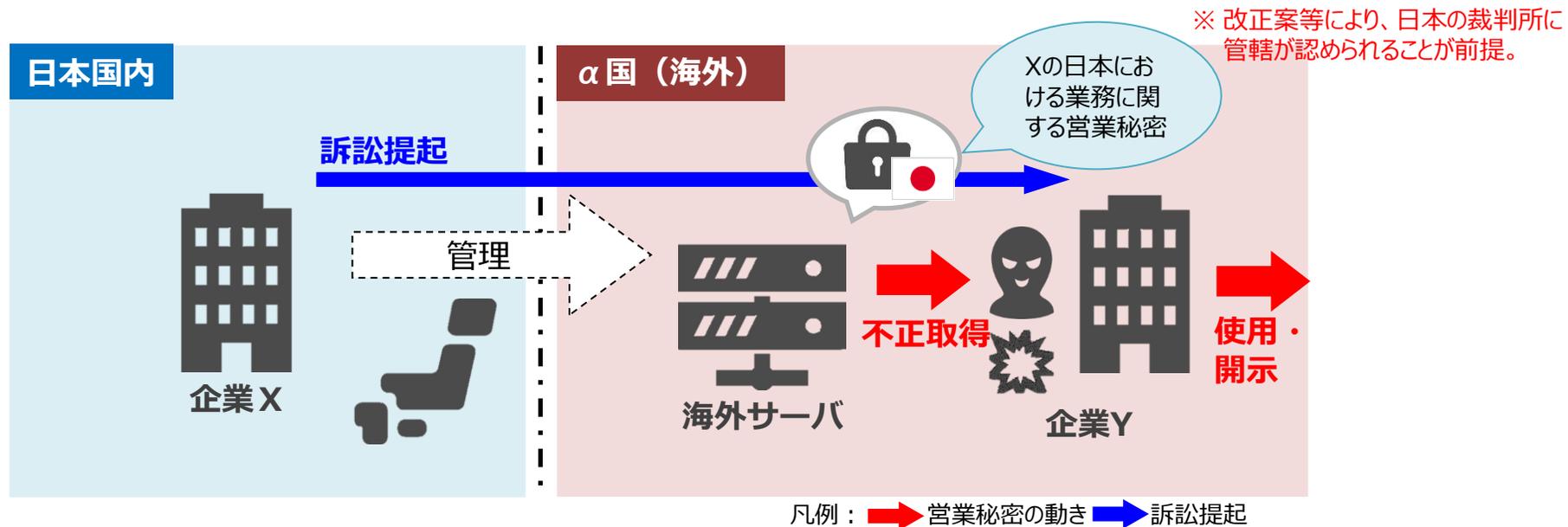


| 現行法 | 改正後 | |
|--|---|--|
| 選択肢③（現行法どおり） | 選択肢①（場所的適用範囲規定： 日本国内事業+日本関連業務） | 選択肢②（場所的適用範囲規定： 日本国内事業） |
| 法の適用に関する通則法第17条における「結果発生地」について、 <u>いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。</u> | Xは、 <u>日本国内において事業を行っており</u> 、侵害された営業秘密はXの <u>日本における業務に関する営業秘密</u> であるため、 <u>日本の不正競争防止法が適用される。</u> | Xは、 <u>日本国内において事業を行っているため</u> 、 <u>日本の不正競争防止法が適用される。</u> |

11. 論点② 制度の措置による影響（事例検討②）

<海外サーバで管理されている日本企業の日本における業務に関する営業秘密が海外で不正取得され、海外で使用・開示されたケース>

- 日本国内において事業を行う企業Xが、海外サーバ上で管理している日本における業務に関する営業秘密を、企業Yによって海外で不正取得・使用・開示された。Xは、Yに対し、日本の裁判所に差止請求+損害賠償請求訴訟を提起。

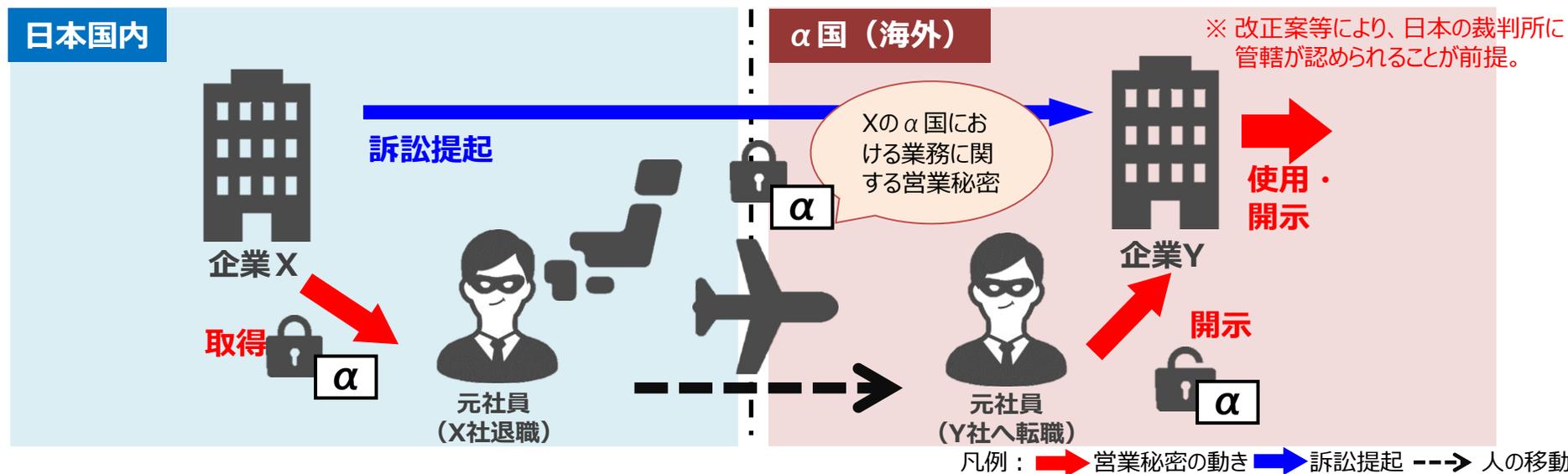


| 現行法 | 改正後 | |
|---|---|---|
| 選択肢③（現行法どおり） | 選択肢①（場所的適用範囲規定： 日本国内事業+日本関連業務） | 選択肢②（場所的適用範囲規定： 日本国内事業） |
| 法の適用に関する通則法第17条における「 <u>結果発生地</u> 」について、 <u>いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。</u> | Xは、 <u>日本国内において事業を行っており</u> 、侵害された営業秘密はXの <u>日本における業務に関する営業秘密</u> であるため、 <u>日本の不正競争防止法が適用される。</u> | Xは、 <u>日本国内において事業を行っているため、日本の不正競争防止法が適用される。</u> |

11. 論点②制度の措置による影響（事例検討③）

<日本企業のα国における業務に関する営業秘密が退職者によって取得され、転職先の海外企業によって使用・開示されたケース>

- 日本国内において事業を行う企業Xの元社員が、Xを退職した上、企業Yに転職し、Yに対し、X在籍時（or X退職後）に取得したXのα国における業務に関する営業秘密を開示。Yは、Xの営業秘密を取得した上で使用・開示。Xは、Yに対し、日本国内の裁判所で差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。



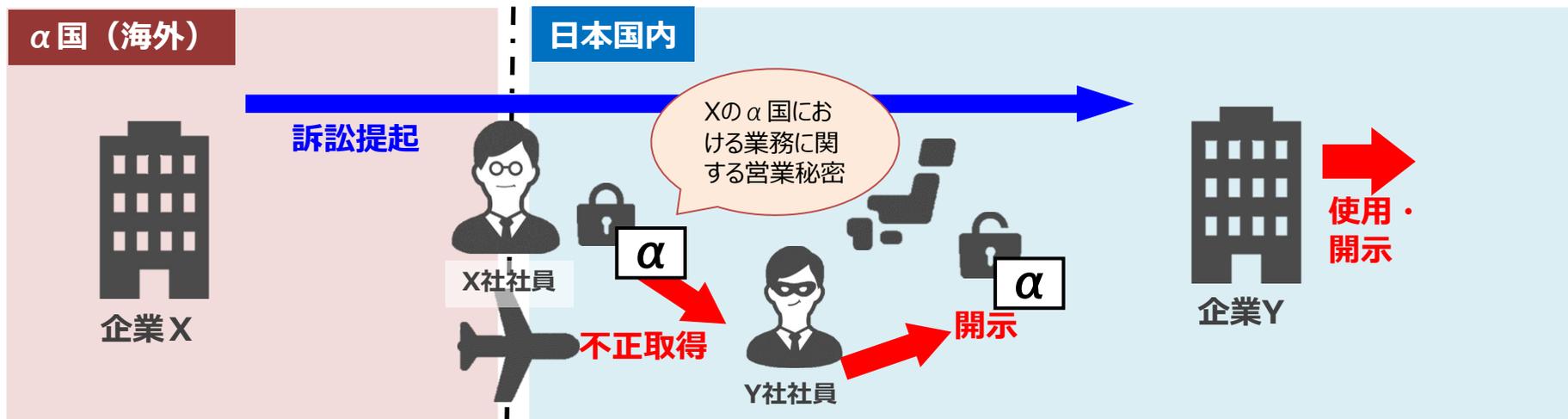
| 現行法 | 改正後 | |
|--|--|---|
| 選択肢③（現行法どおり） | 選択肢①（場所的適用範囲規定： 日本国内事業+日本関連業務） | 選択肢②（場所的適用範囲規定： 日本国内事業） |
| 法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 | Xは、日本国内において事業を行っているが、侵害された営業秘密はXのα国における業務に関する営業秘密であるため、日本の不正競争防止法の適用はなく、法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 | Xは、日本国内において事業を行っているため、日本の不正競争防止法が適用される。 |

11. 論点② 制度の措置による影響（事例検討④）

< α国（海外）企業のα国における業務に関する営業秘密が出張先の日本で不正取得され、日本で使用・開示されたケース >

- α国内において事業を行う企業Xの社員が、Xのα国における業務に関する営業秘密を携行し、日本へ出張。出張先の日本において、企業Yの社員がXの営業秘密を不正取得した上でYに開示。Yは取得したXの営業秘密を使用・開示。Xは、Yに対し、日本国内の裁判所に差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。

※ 改正案等により、日本の裁判所に管轄が認められることが前提。



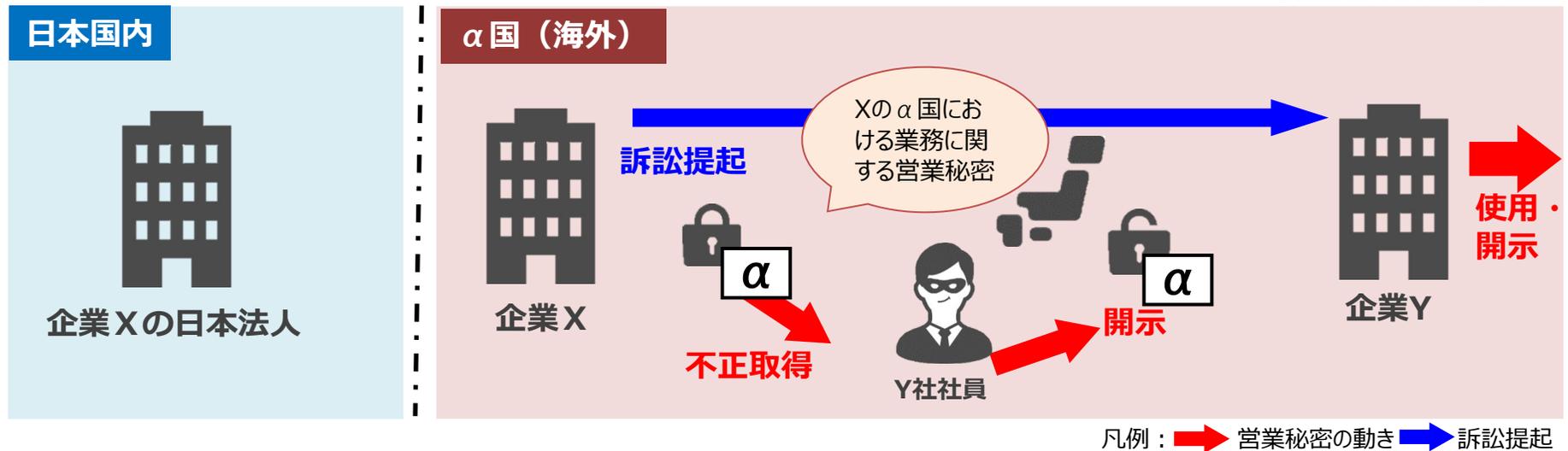
| 現行法 | 改正後 | |
|--|---|---|
| 選択肢③（現行法どおり） | 選択肢①（場所的適用範囲規定： 日本国内事業+日本関連業務） | 選択肢②（場所的適用範囲規定： 日本国内事業） |
| 法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 | Xは、 <u>日本国内において事業を行って</u> おらず、侵害された営業秘密はXのα国における業務に関する営業秘密であるため、日本の不正競争防止法の適用はなく、法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 | Xは、 <u>日本国内において事業を行っていない</u> ため、日本の不正競争防止法の適用はなく、法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 |

11. 論点②制度の措置による影響（事例検討⑤）

< α国企業（日本でも事業を行っている）のα国で管理されているα国における業務に関する営業秘密がα国で不正取得され、使用・開示されたケース>

- 日本でも事業を行っているα国企業Xのα国における業務に関する営業秘密（α国で管理されている）について、α国において、企業Yの社員がXの営業秘密を不正取得した上でYに開示。Yは取得したXの営業秘密を使用・開示。Xは、Yに対し、日本国内の裁判所に差止請求・損害賠償請求訴訟を提起。

※ 改正案等により、日本の裁判所に管轄が認められることが前提。



| 現行法 | 改正後 | |
|--|---|---|
| 選択肢③（現行法どおり） 法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 | 選択肢①（場所的適用範囲規定：日本国内事業+日本関連業務） Xは、日本国内において事業を行っているが、侵害された営業秘密はXのα国における業務に関する営業秘密であるため、日本の不正競争防止法の適用はなく、法の適用に関する通則法第17条に基づいて判断される。このため、同条における「結果発生地」について、いずれの説を採るかによって、日本法が適用されるか否かが異なる。 | 選択肢②（場所的適用範囲規定：日本国内事業） Xは、日本国内において事業を行っているため、日本での業務に関連しない、α国で管理されている営業秘密に日本の不正競争防止法が適用される。 |

12. 論点②：各選択肢のメリット・デメリット

| | メリット | デメリット |
|--|--|--|
| 選択肢① 場所的適用範囲規定： 日本国内事業+日本関連業務 | <ol style="list-style-type: none"> 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の日本の業務に関連する営業秘密について海外で侵害行為（取得・使用・開示）が行われた場合にも、日本の不正競争防止法で判断されることが明確化される。 被告の予見可能性が担保される。（選択肢②との比較） | <ol style="list-style-type: none"> 日本の業務に関連しない営業秘密に関する事案については、準拠法の選択に際し、法の適用に関する通則法第17条に基づき判断されることから、その「結果発生地」の解釈には定見がない中で、確実に日本法で判断されるか不透明さが残る。（仮に法の適用に関する通則法により日本法が準拠法とされた場合であっても、日本の業務に関連しない営業秘密に関しては、不正競争防止法の適用関係について不透明さが残る。） 被害企業が（証拠収集、賠償額の認定等を勘案し）訴訟戦略の一環として海外で外国法の適用を前提に訴訟を提起した場合に、被告が、当該事案が日本の不正競争防止法の適用範囲に含まれることを理由として、当該海外の法律の適用が認められるべきでないとの反論をする根拠とする可能性がある。（ただし、外国裁判所では当該主張は、認められない可能性が高い。） |
| 選択肢② 場所的適用範囲規定： 日本国内事業 | <ol style="list-style-type: none"> 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について国外犯処罰規定（不正競争防止法第21条第6項）と規定ぶりを合わせ、海外で侵害行為（取得・使用・開示）が行われた場合にも、日本の不正競争防止法で判断されることが明確化される。 日本の業務に関連しない営業秘密に関する事案についても、日本の不正競争防止法が適用される。 | <ol style="list-style-type: none"> 日本の業務に関連しない営業秘密についても、日本国内において事業を行ってさえいれば、日本の不正競争防止法の適用を認めることとなる。（被告の予見可能性が害されるおそれ） 選択肢①のデメリット2と同じ。 |
| 選択肢③ 現行法どおり | <ol style="list-style-type: none"> 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密ではない、また、営業秘密が日本における業務に関するものではないと判断された場合であっても、法の適用に関する通則法に基づき準拠法が判断されることから、「結果発生地」の解釈次第で、日本法が適用される場合がある。 「結果発生地」について、現行の規定のもとで考えられる主張を引き続き主張することが可能。 | <ol style="list-style-type: none"> 準拠法の選択に際し、法の適用に関する通則法に基づき判断されることから、同法第17条の「結果発生地」の解釈には定見がない中で、特に国外犯処罰規定（不正競争防止法第21条第6項）によって刑事の規律が及ぶ事案の民事での準拠法について確実に日本法が適用されるかどうか不透明さが残る。 |

※いずれの選択肢を採用する場合でも、外国の裁判所で、日本の不正競争防止法を適用すべき事案に同法を適用しなかった結果、日本の営業秘密関連規定を適用した場合と異なる結論になった場合には、民事訴訟法第118条第3号の「公序」に反するとして、日本での承認・執行が否定される可能性がある。

- 
- 選択肢①（場所的適用範囲規定：日本国内事業+日本関連業務）や選択肢②（場所的適用範囲規定：日本国内事業）を念頭に、当該措置を採用した場合の影響を関係省庁と共に引き続き検証・検討し、可能な場合は法制化を図ることでどうか。
 - また、仮に選択肢①や選択肢②を採用することが困難な場合には、場所的適用範囲に関する特段の規定を設けず、今後の裁判例の蓄積を注視し、将来課題として取り得る措置を引き続き検討していくことでどうか。